

令和 6 年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

令和 6 年 11 月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

金子 勝一 山梨学院大学 経営学部 教授

川瀬 治 株式会社日刊工業新聞社 編集委員

◎ 黒澤 昌子 政策研究大学院大学 副学長

古賀 俊彦 職業能力開発総合大学校 能力開発院基盤ものづくり系
(機械加工ユニット) 准教授

高山 昌茂 協和監査法人 代表社員公認会計士

武雄 靖 ものづくり大学 技能工芸学部 教授

塚崎 英世 職業能力開発総合大学校 能力開発院基盤ものづくり系
(建築施工・構造評価(木造)ユニット) 教授

筒井 美紀 法政大学 キャリアデザイン学部 教授

五十音順・敬称略

◎：座長

（目次）

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等における第1次判断（定量的基準）	1
	（1）第1次判断基準	1
	（2）第1次判断基準に基づく評価	1
3	技能検定職種統廃合等における第2次判断（社会的便益）	2
	（1）第2次判断基準	2
	（2）職種の概要	2
	（3）技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング	3
	（4）技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集	4
4	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否	4
	（1）ロープ加工	4
5	令和5年度以前の検討会において令和5年度の実施結果により判断するとしていた職種 ..	5
	（1）塗料調色職種	5

<資料>

- 1 これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績
- 2 平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等

<参考資料>

- 1 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要項
- 2 技能検定の統廃合について

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」（本検討会）を開催し、平成21年度には社会的便益の評価の具体的な方策について議論するとともに、以降、これらの基準に基づき技能検定職種の統廃合に係る方向性について提言してきた。（これまでの提言については資料1及び2参照）

令和6年度においては、令和5年度までの受検申請者数を基に検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

（1）第1次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第1次判断基準としては、定量的基準によることとされており、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下の場合に検討対象としている。

ただし、直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えている場合、隔年又は3年毎の実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合（隔年実施の場合は50人以上、3年毎実施の場合は30人以上）は、検討対象から除外している。

（2）第1次判断基準に基づく評価

上記基準により評価した結果、表1のとおり、令和5年度以前6年間（新型コロナウイルス感染拡大防止のため試験が中止される等の影響のあった令和2年度を除く）の職種別の年間平均受検申請者数が100人以下の職種は、都道府県が実施する全111職種中11職種となった。このうち、近年の検討会で再検討対象とされている職種を除き、第1次判断基準に基づいて評価すると、ロープ加工1職種が第2次判断で検討すべき対象職種となる。

表 1 6 年平均が 100 人以下の職種

職種	受検申請者数									基準	備考
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	6 年 平均		
金属溶解		52	41		52	70	1	12	30	30	3 年毎実施
粉末冶金	89	119	92	89	18	44	28	38	63	50	隔年実施
金型製作	119	84	113	85	41	73	10	100	78	50	隔年実施
溶射	170	69	184	81		132	55	140	99	50	隔年実施
ロープ加工	129	96	122	107	77	91	81	83	97	100	毎年実施
縫製機械整備	160		164		95		104		71	50	隔年実施
機械木工	89			81			140		37	30	3 年毎実施
枠組壁建築	137	80	85	53	定期 試験 中止	68		44	42	50	隔年実施 R5 年度検 討済み
エーエルシーパ ネル施工		102			106			165	45	30	3 年毎実施
ウェルポイント 施工	95	16	74	31	定期 試験 中止 29	82	35		45	30	3 年毎実施
印章彫刻			70	50		141			44	30	3 年毎実施
塗料調色	122	93	87	76	定期 試験 中止	78	79	85	83	100	毎年実施 R6 年度再 検討対象
義肢・装具製作	150	56	77	59	42	60	47	56	62	50	隔年実施

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、前期試験を中止したため平均値の計算からは除外している。

3 技能検定職種統廃合等における第 2 次判断（社会的便益）

（1）第 2 次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第 2 次判断基準としては、業界、受検者、雇用主、消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断することとされている。

ロープ加工職種については、現在、毎年実施されているが、第 1 次判断基準を下回ったことを踏まえ隔年実施に実施頻度を減らすか、社会的便益に照らして毎年実施を継続するか、評価を行った。

以下、検討結果を示す。

（2）職種の概要

・ロープ加工職種

製造済みのロープを加工して、ロープを材料とする製品をつくる職種

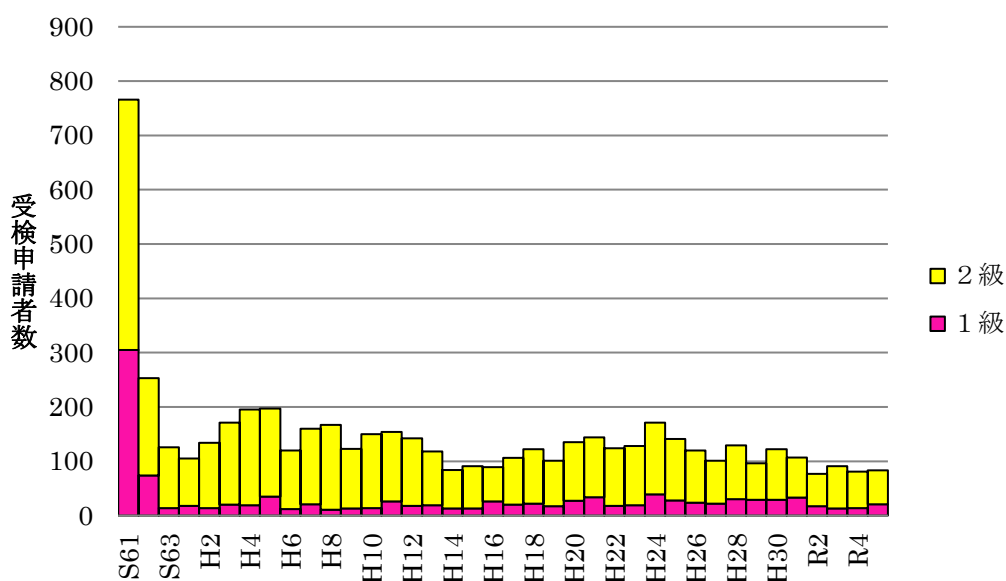
ア 職種の変遷

昭和 61 年度に職種が新設された。(名称変更、統合等はない)

イ 受検申請者数の推移等

職種創設当初は 700 人を超える受検申請者数であったが、その後、概ね 100 人台で推移した。令和 2 年度以降 100 人を切る状況が続き、令和 5 年度は 83 人となり、令和 2 年度を除く 6 年間の平均が 100 人を下回ることとなった。

図 1 ロープ加工職種受検申請者数の推移



(3) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

ロープ加工職種を対象に、本検討会において、技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいて示された関係業界団体の意向は表 2 のとおりである。

表 2 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
ロープ加工	都道府県方式での継続（毎年実施）を希望

より具体的には、ロープ加工職種について、以下の説明があった。

- ・受検者数が増加しない要因として、国内ワイヤロープの需要の減少や輸入品の増加に伴い加工業務が減少していること、人手不足のため新たに加工業務に従事する人材が育っていないこと、技能検定の実技試験の課題に用いるワイヤロープの径や加工方法が実情に合っていないことが挙げられる。
- ・技能検定の活用の現状として、技能士が製作することによって玉掛け用ワイヤロープの品質を保証しており、実際に生産物賠償責任保険の手続を通じて把握している範囲では、会員が製造した製品に起因する大きな事故が発生していないことが挙げられる。
- ・技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害として、粗悪品の流通が増加することや、技能が伝承されず安全な玉掛け用ワイヤロープが供給されなくなることにより、労働災害につながる事が挙げられる。
- ・受検者を増やすための具体的な方策として、技能士が製作した玉掛け用ワイヤロープが労働災害の防止に役立つことを関係団体や使用者に周知すること、作業者を計画的に受検させるほか圧縮加工業者の団体にも受検勧奨すること、技能検定の実技試験の課題に用いるワイヤロープの径や加工方法を見直すことが挙げられる。

(4) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかにも、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、令和6年9月17日（火）～10月17日（木）までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、意見の提出はなかった。

4 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否

以上を踏まえ、検討対象職種に係る毎年実施継続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

(1) ロープ加工

ロープ加工については、6年間の平均受検申請者数が97人となり、第1次判断基準の100人を3人下回っている。しかしながら、関係業界団体の会員が製造した製品に起因する大きな事故が発生していないことは、消費者・国民の安心や信頼の確

保の観点で評価できる。また、技能検定の実技試験の課題に用いるワイヤロープの径や加工方法を見直すことで受検申請者が増加する可能性もある。

このため、ロープ加工職種については、関係業界団体が受検勧奨することなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。ただし、令和 7 年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が 100 人以下となった場合（令和 2 年度を除く過去 6 年間の年間平均受検者数が 100 人を超える場合を除く）には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。

なお、技能検定の実技試験の課題の適否については、関係業界団体と中央職業能力開発協会が協力し、検討することが望ましい。

5 令和 5 年度以前の検討会において令和 5 年度の実施結果により判断するとしていた職種

（１）塗料調色職種

塗料調色職種については、令和 4 年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「コロナ禍ということもあり、受検制限されていたことも鑑み、以下を条件として、通年実施の継続を認めることが適当である。（略）【通年実施の継続を認める条件】令和 5 年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が 100 名以上であること。ただし、令和 2 年度を除く過去 6 年間の平均受検申請者数が 100 名以上である場合は、この限りでない。」との結論で取りまとめられた。

ただし、検討会では「条件を満たさないこととなった場合には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。」との付記がなされている。

令和 5 年度の塗料調色職種の受検申請者数は 100 人未満の 85 人であり、令和 4 年度検討会において示した条件の 100 人を 15 人下回っている。

ア 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

塗料調色職種を対象に、本検討会において、技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいて示された関係業界団体の意向は表 3 のとおりである。

表 3 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
塗料調色	都道府県方式での継続（毎年実施）を希望

より具体的には、塗料調色職種について、以下の説明があった。

- ・受検者数が増加しない要因として、メーカーの小口調色対応や店頭調色機の普及により熟練者のニーズが低下していること、若年者への世代交代のスピードが遅いこと、仕事に余裕がなく受検に時間がかけられないこと、受検会場の定員制限により受検を断っているケースや東日本を中心に受検会場が設けられておらず受検を諦めているケースがあることが挙げられる。
- ・技能検定の活用の現状として、調色従事者の技能向上や、技術・営業職のモチベーション向上、販売店の営業に活用されていることが挙げられる。
- ・技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害として、熟練者の技能向上意欲の減少や技術・営業職のモチベーションの低下、若年技能者の確保・定着や円滑な技能伝承ができなくなること、販売店の営業看板が無くなることなどが挙げられる。
- ・受検者を増やすための具体的な方策として、令和 7 年度試験に向け首都圏において検定会場や検定委員の確保を行うこと、学科試験対策講習会をウェブで実施することにより受検者の掘り起こしと支援を行うこと、組合員に直接情報提供することにより受検者の掘り起こしを行うこと、関連業界団体に受検者数増加に向けた働きかけを行うことが挙げられる。

イ 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否

塗料調色については、令和 5 年度の受検申請者数が 85 人となり、令和 4 年度検討会において示した条件の 100 人を 15 人下回っている。しかしながら、令和 6 年度の受検申請者数速報値が 97 人となったこと、東日本を中心に受検会場が設けられていないこと、受検会場の定員制限により受検を断っているケースや営業職も受検しているケースがあることから、潜在的な受検申請者が多い可能性がある。

このため、塗料調色職種については、関係業界団体が首都圏への受検会場設置や既存受検会場の定員制限緩和、学科試験対策講習会の実施に取り組むことなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。ただし、令和 7 年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が 100 人以下となった場合（令和 2 年度を

除く過去 6 年間の年間平均受検者数が 100 人を超える場合を除く) には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。

これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績

年度	検討対象職種	6年平均受検 申請者数(人)	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10 職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1) 職種廃止、(2) 他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3) 指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定すべきである。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮すべきである。	H23 廃止
	漆器製造職種	4	1 回		H22 廃止
	製材のこ目立て職種	6	1 回		H23 廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3 年毎		H23 廃止
	竹工芸職種	8	3 年毎		H23 廃止
	ガラス製品製造職種	9	3 年毎		H23 廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23 廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3 回		H22 廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23 廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24 他職種と 統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成 18 年度～23 年度の平均受検申請者数が 100 人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。	
	ウェルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成 24 年度の受検申請者数が 100 人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には 3 年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。	
	エーエルシーパネル施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当である。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当である。	H24 他職種と 統合
H23	(対象無し)				

年度	検討対象職種	6年平均受検 申請者数(人)	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って判断する。	
	桝組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当である。	
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29 廃止
	機械木工職種	H25 より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価し、判断することが適当である。	
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行うべきである。	
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべきである。	H28 廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当である。	
	桝組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当である。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当である。	
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年技能検定試験（次回）における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当である。	
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当である。	H29 フリップレスに 職種名称変更
	エーエルシーパネル施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当である。	

年度	検討対象職種	6年平均受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H30	(対象無し)				
R 元	陶磁器製造職種	40	3 年毎	平成 30 年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79 人であり、90 人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成 29 年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止すべきである。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮すべきである。	R 3 廃止
	ウェルポイント施工職種	45	2 年毎	当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和 2 年度から起算して 3 年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当である。	
	印章彫刻職種	29	3 年毎	印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和 3 年度の技能検定試験では 100 名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和 3 年度の受検者数が 100 人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとするが適当である。	
R 2	機械木工	25	3 年毎	機械木工職種については、平成 29 年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和 4 年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が 90 人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。	
	桝組壁建築	95	毎年	桝組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の 12% 台で推移し、木造戸数に限れば 20% 以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である 100 人を下回ると一旦増かすものの、数年後に再び 100 人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には 3 年連続で 100 人を下回り、53 人となった。この結果、6 年平均では 95 人となり、第一次判断基準の 100 人を下回っている。 このため、桝組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和 3 年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。	

年度	検討対象職種	6年平均受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R3	(対象なし)			令和2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、令和3年度の結果に基づき判断する。	
R4	塗料調色	98	毎年	令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であること（ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。）を条件に毎年実施の継続を認めることが適当である。	
R5	機械木工	37	3年毎	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。	
	枠組壁建築	48	毎年	関係業界団体が資格取得対象者を把握しつつ受検勧奨を行うことや事前講習の充実等により受検者拡大を図ること、ホームページや機関誌等を通じた好事例の周知等により企業による技能検定試験の活用を促進することを条件に、隔年での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。 なお、次回試験を実施する令和7年度の受検申請者数が188人を下回ることとなった場合には、改めて3年毎実施に実施頻度を落とすことや職種廃止とすることについて本検討会に諮るものとする。	

平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等

資料2

	H21年度 受検中 （直近6 年平均）	H22年度 受検中 （直近6 年平均）	H23年度 受検中 （直近6 年平均）	H24年度 受検中 （直近6 年平均）	H25年度 受検中 （直近6 年平均）	H26年度 受検中 （直近6 年平均）	H27年度 受検中 （直近6 年平均）	H28年度 受検中 （直近6 年平均）	H29年度 受検中 （直近6 年平均）	H30年度 受検中 （直近6 年平均）	R1年度 受検中 （直近6 年平均）	R2年度 受検中 （直近6 年平均）	R3年度 受検中 （直近6 年平均）	R4年度 受検中 （直近6 年平均）	R5年度 受検中 （直近6 年平均）
枠組壁建築	48 (80)	96 (81)	205 (95)	124 (106)	- (91)	77 (92)	135 (106)	137 (113)	80 (92)	85 (86)	53 (95)	-	68 (71)	- (48)	44 (42)
実施頻度	毎年実施												隔年実施		
検討会の提言		H18-23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合に隔年に移行。		24年度の結果を見て判断。	前期から後期に移行。25年度は休止して告知期間に		業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に存続を認める。					R2年度から計算して隔年実施とすることを条件に存続を認める。			業界団体が受検者拡大や企業による活用を促進することを条件に、3年毎実施の継続を認める。
機械木工	1 (27)	26 (26)	- (17)	- (10)	67 (35)	- (23)	- (23)	89 (26)	- (26)	- (26)	81 (28)	-	-	140 (37)	- (37)
実施頻度	隔年実施	3年毎実施													
検討会の提言		廃止か他職種との統合。	H25年度より機械木工職種と木工機械整備職種を統合		統合後の受検申請者数を評価。				次回試験の受検申請者数が少なくとも年間平均30人以上になることを条件に存続を認める。			R4年度を最終試験とし、試験中止すべき。R4年度に30人以上受検申請者があった場合は改めて検討。			業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎実施の継続を認める。
木工機械整備	- (29)	42 (24)	(24)	(14)											
実施頻度	隔年実施														
検討会の提言	廃止か他職種との統合。		H25年度より機械木工職種と木工機械整備職種を統合												
塗料調色	100 (112)	109 (114)	118 (116)	120 (119)	109 (117)	129 (114)	129 (119)	122 (121)	93 (117)	87 (112)	76 (106)	-	78 (98)	79 (89)	85 (83)
実施頻度	毎年実施														
検討会の提言														R5年度以降の受検申請者数が100人以上であることを条件に毎年実施の継続を認める。	
印章彫刻	30 (39)	- (33)	- (25)	117 (36)	- (46)	- (25)	101 (36)	- (36)	- (36)	70 (29)	50 (37)	-	141 (44)	- (44)	- (44)
実施頻度	3年毎実施														
検討会の提言				次回試験の受検申請者数を待つ検討。			H27年度以降の試験結果をみて判断。				R3年度の受検申請者数が100人以上であることを、業界団体の取組結果を踏まえ検討。				
ケル'イント施工	- (28)	102 (36)	- (32)	109 (46)	- (69)	102 (52)	4 (53)	95 (52)	16 (51)	74 (45)	31 (45)	29	82 (50)	35 (45)	18 (43)
実施頻度	隔年実施											3年毎実施			
検討会の提言		次回受検申請者数が100人を超えた場合は隔年での実施を認める。									R2年度から計算して3年毎実施とすることを条件に存続を認める。				
陶磁器製造	16 (45)	95 (46)	- (45)	16 (35)	83 (57)	- (35)	77 (45)	- (29)	- (29)	79 (40)	- (26)		66 (24)		
実施頻度	3年毎実施（H27年度まで3作業、以降2作業）														
検討会の提言									30年度を最終試験とし、試験中止すべき。30年度に30人以上受検申請者があった場合は改めて検討。		最終試験の実施に配慮して廃止。		R3年度の最終試験をもって廃止		

※）赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

	H21年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H22年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H23年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H24年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H25年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H26年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H27年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H28年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H29年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	H30年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R1年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R2年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R3年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R4年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)	R5年度 受検申 請者数 (直近6 年平均)
エ-10/n' 林施工	86 (90)	85 (88)	83 (87)	- (73)	69 (68)	- (54)	77 (52)	- (38)	102 (41)	- (41)	- (30)	106	- (30)	- (30)	165 (45)
実施頻度	毎年実施	隔年実施	隔年実施					3年毎実施							
検討会の提言		隔年で都道府県方式での存続を認める。						H29年度から起算して3年毎実施とすることを条件に存続を認める。							
製版	123	111	86	80	70 (97)	58 (88)	- (68)	189 (81)	196 (99)	174 (115)	147 (127)	122	112 (136)	112 (155)	85 (138)
実施頻度	毎年実施														
検討会の提言						H27年度試験は休止。H28年度の受検者数をみて検討。			存続を認める。	H30年度よりプリプレス版権に改称					
縫製機械整備	83 (81)	92 (83)	- (72)	78 (69)	- (56)	80 (56)	- (42)	160 (53)	- (53)	164 (67)	- (67)	95	-	104 (71)	- (71)
実施頻度	毎年実施	隔年実施													
検討会の提言								業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認める。							
酒造	105	143	72	95	74	76 (94)	118 (96)	159 (99)	- (87)	205 (105)	150 (118)	-	154 (131)	131 (133)	126 (128)
実施頻度	毎年実施														
検討会の提言							受検者拡大を条件に存続を認める。								
複写機組立て	102	114	81	79	53 (93)	- (72)	35 (60)								
実施頻度	毎年実施	隔年実施													
検討会の提言						必要がなく、廃止とする。最終試験に配慮する。	H27年度の最終試験をもって廃止								
木型製作	42 (42)	46 (38)	- (33)	- (26)	66 (33)	- (26)	- (19)	90 (26)							
実施頻度	毎年実施	3年毎実施													
検討会の提言					受検者増が見込めないことから、廃止とする。最終試験に配慮する。	H28年度の最終試験をもって廃止									

※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号（平成 29 年 9 月 1 日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(平成21年1月)

- 1 検討体制
技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当
- 2 作業計画
前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当
- 3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者の
それぞれにとっての社会的便益を勘案し、
職種存続の適否を判断

- 4 検討過程の客観性・透明性の確保
① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当